明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ハ　周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計

ニ　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品

ホ　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品

ヘ　レジスト

ト　電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品

チ　通信装置並びにその部分品及び附属品

リ　チに掲げる貨物の試験装置

ヌ　通信装置用の光ファイバーの材料となる物質

ル　暗号装置及びその部分品

ヲ　音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品

ワ　光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置

カ　電子式のカメラ及びその部分品

ヨ　光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品

タ　レーザー発振器

レ　磁力計及びその部分品

ソ　重力計

ツ　レーダー及びその部分品

ネ　信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）

ナ　タに掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品

ラ　光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質

ム　ふっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム

ウ　慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品

ヰ　航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置

ノ　船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品

オ　ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品

ク　航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品

ヤ　落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置

マ　振動試験装置及びその部分品

ケ　ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品

フ　石油精製用の装置

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年三月十八日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）